

千葉県の給与・定員管理等について

(平成19年度)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

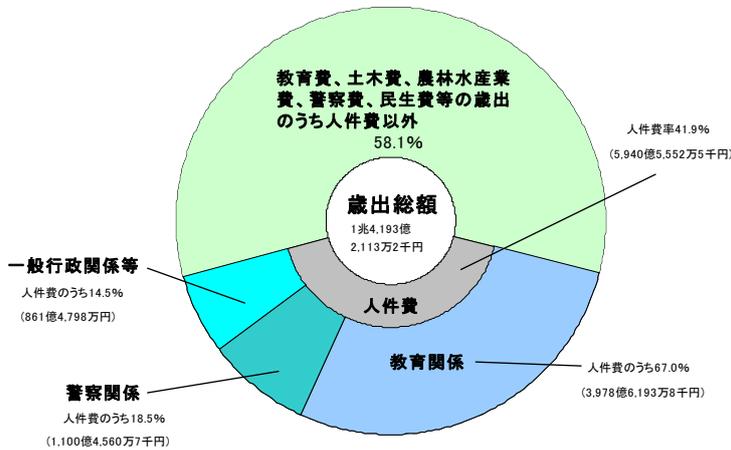
平成18年度普通会計（決算見込額）に占める人件費の状況は、次のとおりです。

県が支出する人件費の内訳は、将来を担う児童生徒の教育に携わる教育関係職員（市町村立小・中学校の教員を含む）と地域住民の安全を守る警察関係職員にかかる人件費が85.5%、一般行政関係等職員にかかる人件費が14.5%となっています。なお、平成18年度決算見込みにおける実質収支は43億3,592万6千円の黒字であり、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口は、6,058,248人です。

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	6,058,248	1,419,321,132	4,335,926	594,055,525	41.9	40.3

(注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。

2 「実質収支の額」とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。

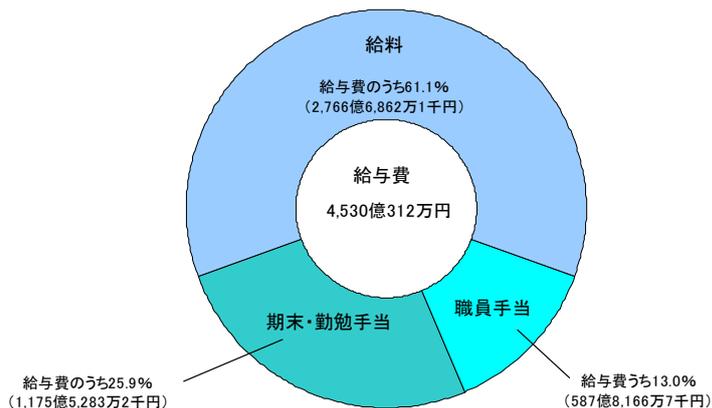


(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	60,289	276,668,621	58,781,667	117,552,832	453,003,120	7,514	7,596

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当（退職手当を除く）をいいます。

2 職員数は、18年4月1日現在の一般行政職員、警察官、教員などの総数です。



(3) 特記事項

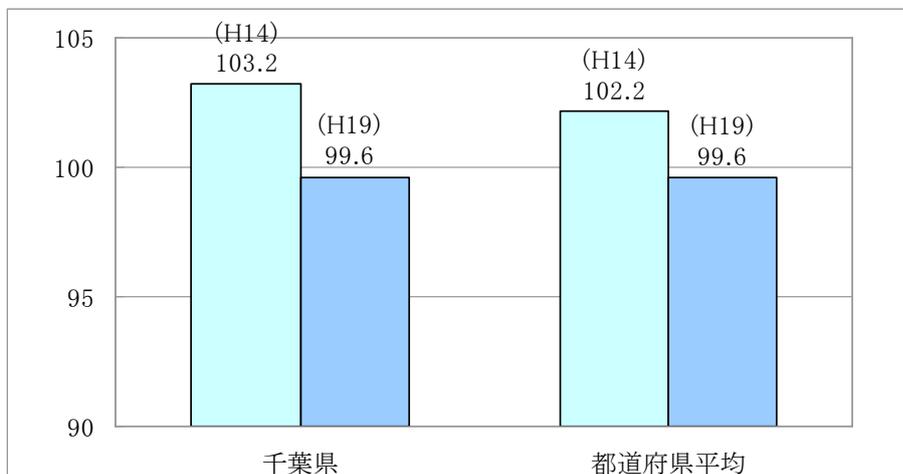
給与等の減額措置

本県では厳しい財政状況を踏まえ、次のとおり給与等の減額措置を行っています。

	減額措置	実施期間	内 容
一般職	給料月額 の 減額	15 年 8 月 から 21 年 7 月 まで	・ 管理職手当受給者 3% 減額 ・ 上記以外の職員 1.3% 減額 (若年層職員を除く)
	管理職手当の減額	15 年 1 月 から 21 年 7 月 まで	・ 本庁課長級以上 10% 減額 ・ 上記以外の管理職手当受給者 5% 減額
特別職	給料・報酬月額 の 減額	15 年 1 月 から 21 年 7 月 まで	・ 知事 15% 減額 ・ 副知事 12% 減額 ・ 常勤の監査委員 7% 減額
		15 年 1 月 から 19 年 4 月 まで 19 年 8 月 から 21 年 7 月 まで	・ 議長, 副議長, 議員 3% 減額

(注) 記載されている減額率は平成 19 年 8 月 1 日以降のものです。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成 19 年 4 月 1 日現在)

99.7

(注) H19.4.1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
19年度	424,613円	424,141円	472円 (0.11%)	0.11%	0.11%	0.35%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.48月	4.45月	0.03月	0.05月	4.5月	4.5月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千葉県	44.7歳	363,327円	448,059円	412,308円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
千葉県	49.4歳	899人	330,096円	380,725円	360,135円	—	—	—	—
用務員	51.0歳	251人	320,142円	367,121円	348,366円	用務員	53.9歳	227,200円	1.62
農業等技術員	46.6歳	245人	325,581円	378,980円	357,650円	—	—	—	—
運転手	53.8歳	114人	372,307円	431,961円	408,919円	自家用自動車運転者	48.1歳	331,300円	1.30
調理員	51.1歳	85人	312,678円	355,215円	335,018円	調理士	43.1歳	282,300円	1.26
介助員	46.6歳	71人	320,459円	368,937円	348,064円	福祉施設介護員	35.5歳	215,100円	1.72
電話交換手	51.5歳	36人	320,714円	370,532円	341,896円	—	—	—	—
守衛	51.0歳	14人	345,678円	421,810円	385,768円	守衛	58.8歳	246,100円	1.71
その他	46.1歳	83人	343,076円	390,343円	375,698円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
都道府県平均	47.9歳	575人	338,849円	393,549円	371,181円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千葉県	—	—	—
用務員	6,005,109円	3,284,300円	1.83
農業等技術員	—	—	—
運転手	7,076,328円	4,291,400円	1.65
調理員	5,782,916円	3,953,000円	1.46
介助員	6,052,391円	3,132,100円	1.93
電話交換手	—	—	—
守衛	6,841,418円	3,413,300円	2.00
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※民間データの「用務員」と「福祉施設介護員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた額です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	46.5歳	413,666円	486,024円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	44.3歳	385,808円	448,374円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千葉県	38.7歳	329,326円	457,991円	366,658円
国	42.0歳	332,446円	—	379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 上記の千葉県の額は減額措置後の額です。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		千 葉 県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	142,800円	—
	中校卒	131,500円	—
高等学校教育職	大学卒	197,400円	—
	高校卒	153,100円	—
小・中学校教育職	大学卒	197,400円	—
	高校卒	153,100円	—
警察職	大学卒	209,600円	I種 200,800円 II種 197,700円
	高校卒	176,800円	156,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,584円	329,168円	379,936円
	高校卒	224,404円	266,958円	319,786円
技能労務職	高校卒	230,202円	262,009円	297,678円
	中学卒	—	—	285,334円
高等学校教育職	大学卒	316,462円	364,707円	395,925円
	高校卒	—	—	314,546円
小・中学校教育職	大学卒	318,551円	366,173円	393,096円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	294,155円	338,380円	382,270円
	高校卒	252,806円	295,203円	345,477円

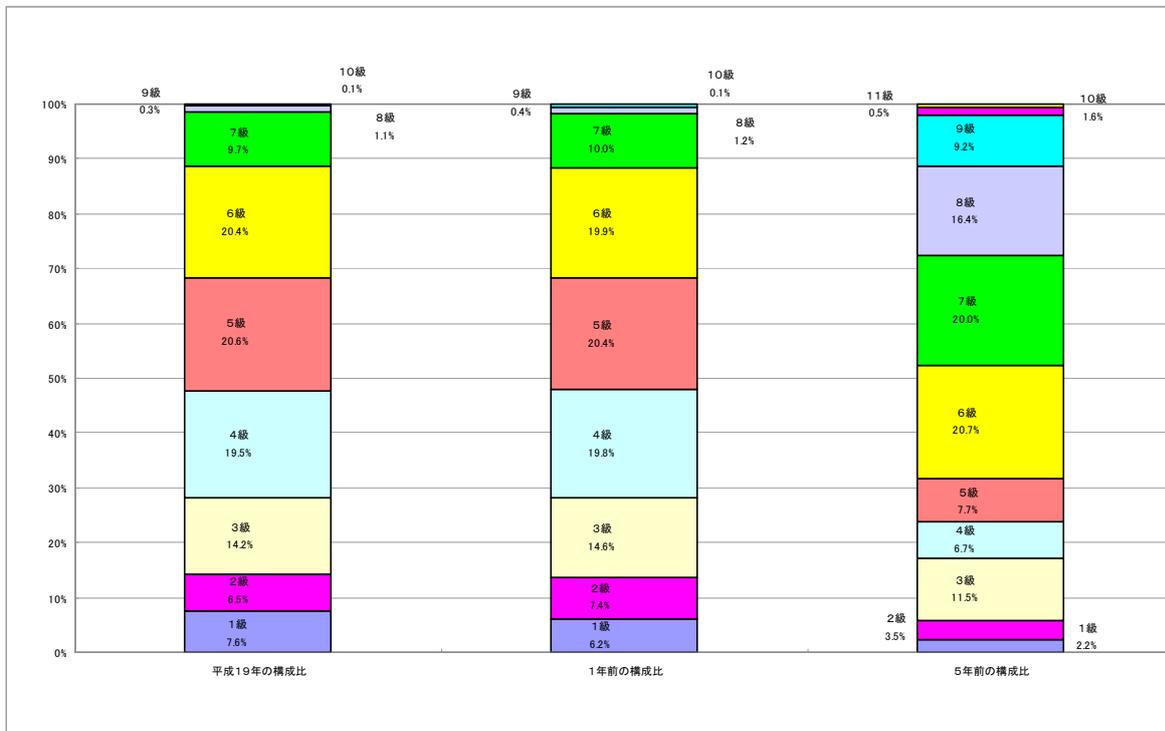
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに県に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。なお、上記の額は減額措置後の額です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	759人	7.6%
2級	主事、技師	649人	6.5%
3級	副主査、主任主事、主任技師	1,428人	14.2%
4級	主査	1,953人	19.5%
5級	副主幹	2,061人	20.6%
6級	副課長、主幹	2,041人	20.4%
7級	課長	973人	9.7%
8級	次長	110人	1.1%
9級	理事	29人	0.3%
10級	部長	7人	0.1%

- (注) 1 千葉県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 職員数には教育部門等での一般行政職を含んでいます。



(注) 平成18年に11級制から10級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 昇給への勤務成績の反映状況

評定等の結果に基づき、平成19年4月1日付けで次のとおり昇給を実施。

昇給号給数		5号給以上	4号給(標準)	3号給以下
人員 分布率	特定職員	19.9%	79.7%	0.4%
	その他の職員	20.1%	79.4%	0.5%

※知事部局の行政職給料表適用者の状況。

※昇給判定期間の全ての期間を勤務していない者や昇給抑制の対象（55歳以上）となっている者等は除かれています。

※特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千 葉 県			国		
1人当たり平均支給額（18年度）			—		
1,945千円					
（18年度支給割合）			（18年度支給割合）		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
3.0月分		1.45月分	3.0月分		1.45月分
（1.6）月分		（0.75）月分	（1.6）月分		（0.75）月分
（内訳）			（内訳）		
6月期	1.4月分	0.725月分	6月期	1.4月分	0.725月分
	（0.75）月分	（0.35）月分		（0.75）月分	（0.35）月分
12月期	1.6月分	0.725月分	12月期	1.6月分	0.725月分
	（0.85）月分	（0.4）月分		（0.85）月分	（0.4）月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15・25%		・管理職加算	10～25%	

（注）（）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の勤務実績に基づき6月及び12月の各支給期の勤勉手当の成績率を決定。

本庁課長級以上の職員については平成20年度から新たな人事評価制度を活用した勤務実績の勤勉手当への反映を行うこととしています。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

千 葉 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額					
自己都合	163万6千円				
勸奨	2,807万6千円				
定年	2,774万3千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		12,654,218千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		201,883円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	33人	13%	14%
千葉市	15,049人	6%	8%
船橋市、成田市、浦安市、印西市	6,622人	6%	6%
市川市、松戸市、習志野市、柏市、八千代市、四街道市	12,149人	6%	5%
我孫子市	909人	6%	4%
野田市、佐倉市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	4,941人	6%	2%
富里市	416人	6%	—
袖ヶ浦市	479人	5%	4%
市原市	2,295人	5%	2%
木更津市、君津市	2,419人	5%	—
富津市	512人	4%	4%
八街市、印旛村、本埜村、栄町	1,005人	4%	2%
茂原市、東金市、大網白里町	3,079人	3%	2%
成田市(成田国際空港区域内)	1,704人	6%	12%
その他の千葉県の地域	8,849人	3%	—
医師、歯科医師(全域)	63人	12%	12%
平均支給率		5.28%	4.51%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	15%	18%
成田市、印西市	8%	15%
船橋市、浦安市、我孫子市	8%	12%
千葉市、市川市、松戸市、四街道市、習志野市、八千代市	8%	10%
佐倉市、柏市、白井市、鎌ヶ谷市	8%	6%
野田市、流山市、八街市、酒々井町、栄町、印旛村、本埜村	8%	3%
富里市	8%	—
袖ヶ浦市	5%	12%
富津市	5%	10%
茂原市、市原市	5%	6%
東金市、大網白里町	5%	3%
成田市(成田国際空港区域内)	8%	15%
その他の千葉県の地域	5%	—
医師、歯科医師(全域)	15%	15%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

※ 特殊勤務手当については、社会情勢の変化等を踏まえて適正化を図るため、平成18年度に全体的な見直しを行いました。（手当数52→42。平成19年4月1日施行）

【参考】見直しの概要 → http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_soumu/kyuuyo/kyuuyo06_01.pdf

支給実績（18年度決算）	2,381,162千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	66,293円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	36.1%
手当の種類（手当数）	42

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収	月額14,000円
		滞納処分、犯則取締り、軽油路上抜き取り調査等	日額450円・550円
消防訓練指導業務手当	消防学校職員	破壊器具を使用する訓練、高所訓練等の危険を伴う教育訓練	日額500円
社会福祉事務手当	健康福祉センター職員、児童福祉司等（管理職職員除く）	生活保護業務、訪問調査、相談等	日額470円
	女性サポートセンター、児童相談所職員等	心理学的判定等	日額370円
家畜保健衛生作業手当	家畜保健衛生所の獣医師（管理職職員除く）	家畜の保健衛生上必要な試験及び検査等	月額13,500円
防疫等作業手当	健康福祉センター、衛生研究所職員等	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	日額320円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	日額320円
		家畜伝染病の患畜に対する検査、注射等	日額280円
精神保健業務手当	健康福祉センター職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	日額450円
		在宅精神障害者の面接業務	日額400円
犬取扱作業手当	健康福祉センター職員	狂犬病の予防注射、病性鑑定、犬の捕獲、薬殺等	日額420円
夜間看護等手当	児童相談所、生実学校、富浦学園、乳児院の看護師、保育士等	深夜における看護等の業務	1回2,000円～6,800円
夜間特殊業務手当	水産情報通信センター職員	深夜における無線通信設備の運用、保守業務	1回410円～1,100円
公害調査等作業手当	県民センター、環境研究センター職員等	ガス、粉じん等の有害物の調査、し尿処理施設の検査等	日額290円
用地交渉手当	農林振興センター、地域整備センター職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額650円・975円
災害応急作業手当	地域整備センター職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	日額480円～1,460円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	エックス線を人体に対して照射する作業	日額360円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
漁撈作業手当	水産総合研究センター職員等	試験調査、漁業実習のため魚介等水産物を獲る作業	1 航海の支給総額（漁獲物の販売額－経費）×35/100 以内
調査試験手当	環境研究センター、水産総合研究センター職員等	海上における調査、試験、監督、指導等	日額 500 円
温室内農薬散布作業手当	農業総合研究センター職員等	5月から10月までの温室内における農薬散布作業	日額 270 円
家畜取扱作業手当	畜産総合研究センター職員等	種牡牛（豚）の自然交配、精液採取等	日額 300 円
		獣畜の解体処理、解体後の検査	日額 420 円
危険物等取扱作業手当	産業支援技術研究所、衛生研究所職員等	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	日額 280 円
	商工労働部保安課、県民センター職員等	高圧ガス製造施設、火薬庫の立入検査等	日額 280 円
	計量検定所職員等	液化石油ガスに係る特定計量器の検定、検査	日額 280 円
	計量検定所職員	大型はかりの検定、検査のため500 kg以上の分銅を取り扱う作業	日額 290 円
危険現場作業手当	下水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	日額 450 円
	健康福祉センター、環境研究センター職員等	危険ながけ、高所で行う監督、測量等	日額 280 円・340 円
	水産総合研究センター職員等	潜水作業等	1 時間 310 円～1,500 円
	農林振興センター、地域整備センター職員等	夜間における土木工事作業、監督業務	1 回 320 円
	畜産総合研究センター市原乳牛研究所、嶺岡乳牛研究所職員	傾斜地における大型特殊自動車等の運転業務	日額 230 円・300 円
司法警察員職務等手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 550 円
	漁業監督吏員等	海上における漁業取締業務	日額 550 円
庁舎警備等業務手当	本庁の守衛	深夜における庁舎警備等	1 回 470 円・730 円

【警察】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
刑事作業手当	警察官	私服勤務員の犯罪予防、犯罪捜査、被疑者逮捕	日額 560 円
		捜査本部開設事件の捜査等	日額 840 円
		留置場の看守	日額 310 円
		被疑者の護送	日額 280 円
少年補導手当	少年補導専門員	街頭補導、少年相談等	日額 300 円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	日額 300 円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口、写真を利用する犯罪鑑識の作業等	日額 560 円・280 円
警察爆発物処理等作業手当	警察職員	爆発物の移動、回収、解体等の作業	日額 5,200 円
		特殊危険物質（サリン等）の処理作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内の作業、特殊危険物質の製造過程解明実験	日額 250 円～4,600 円
特別救助等作業手当	警察職員	ロープ等を利用して行う救難救助等	日額 710 円
		災害発生時の災害警備、遭難救助等	日額 840 円・1,680 円
交通捜査等作業手当	警察官	交通捜査、交通事故処理作業	日額 560 円
	警察官、交通巡視員	交通整理、交通取締り作業	日額 310 円
	警察官	高速道路上における交通取締り、交通事故処理等の作業	日額 840 円
	警察職員	夜間の交通捜査、交通事故処理	日額 280 円・420 円
航空作業手当	警察職員	航空機の操縦等	1 時間 1,900 円～5,100 円 1 回 4,000 円
警察用自動車等運転手当	警察職員	白バイの運転作業	日額 560 円
		パトカーの運転作業	日額 420 円
警察夜間特殊業務手当	警察職員	深夜の犯罪捜査、警ら、交通事故処理等の作業	1 回 410 円～1,100 円
死体処理作業手当	警察職員	変死者又は変死の疑いのある死体の処理、解剖補助作業	1 回 1,600 円・3,200 円
緊急呼出業務手当	警察本部又は警察署職員（管理職職員除く）	突発的に発生した犯罪捜査、被疑者逮捕等のため緊急に呼び出され、夜間帯においてその業務に従事した場合	1 回 620 円・1,240 円
身辺警護等作業手当	警察官	天皇、皇后、皇太子、皇太子妃等の側近警衛等	日額 640 円・1,150 円
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器等を使用している犯罪現場での被疑者逮捕等	日額 820 円～1,640 円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務で週休日等に行うもの	日額 3,000 円～6,400 円
		修学旅行等引率指導業務で泊を伴うもの	日額 1,700 円
		対外競技等引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	日額 1,700 円
		部活動指導業務で週休日等に行うもの	日額 1,200 円・1,600 円
教員兼務手当	教育職員	全日制課程勤務職員の定時制課程授業、定時制課程勤務職員の全日制課程授業、通信制課程勤務職員の全日制課程授業又は定時制課程授業、全日制課程勤務職員又は定時制課程勤務職員の通信制課程における面接指導	1 単位時間 1,300 円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校、中学校の 2 以上の学年の児童、生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校等の教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言を行う主任等の業務	日額 200 円
航海実習指導手当	水産高等学校の学校職員	実習船に乗り組み、実習生に対して行う航海実習指導	日額 1,700 円・1,800 円
		実習船に乗り組み、冷凍室内等におけるマイナス 5 5 度以下の低温下での指導	1 時間 260 円
教育夜間手当	定時制課程本務職員のうち、定時制通信教育手当受給者以外	定時制教育等の業務	月額 5,600 円
	定時制課程併置学校の事務長	全日制、定時制両課程の総括業務	日額 230 円
夜間学級担当手当	二部授業を行う中学校の教育職員	夜間授業	月額 19,000 円～32,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	9,019,243千円
職員 1 人当たり平均支給年額（18年度決算）	149千円
支給実績（17年度決算）	9,312,854千円
職員 1 人当たり平均支給年額（17年度決算）	155千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ。	—	千円 6,430,573	円 220,323
住居手当	借家及び持家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。) 持家 4,300円	異なる。	持家2,500円 (新築又は購入時から5年間に限る。)	千円 3,410,758	円 106,683
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～53,530円	異なる。	乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円	千円 7,010,760	円 122,352
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	異なる。	区分及びその額	千円 4,474,128	円 839,896
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ。	—	千円 2,583,654	円 237,534
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ。	—	千円 1,317,626	円 168,970
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合 2,100円等	同じ。	—	千円 1,383,666	円 219,247
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じ、1回につき4,000円～12,000円	同じ。	—	千円 54,549	円 159,035
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 216,000円以下	同じ。	—	千円 86,099	円 1,871,717
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給(月額) 給料の月額×8/100又は10/100	—	—	千円 116,539	円 384,617

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
産業教育手当	産業教育(農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程)に関する実習を行う教員に支給(月額) 16,000円～32,000円	—	—	千円 247,940	円 458,299
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程の教育を行う教諭等に支給(月額) 26,000円～32,000円	—	—	千円 180,160	円 488,238
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教員に支給(月額) 職員の職務の級及びその号給に応じた額(20,200円以下)	—	—	千円 6,404,009	円 169,985
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ。	—	千円 69,673	円 204,921
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100以内	同じ。	—	千円 8,236	円 284,000
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100	—	—	千円 8,772	円 172,000
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

特別職の報酬等は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。なお、平成15年1月から報酬等について減額措置を実施しています。

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知事	1,181,500円	(1,390,000円)
	副知事	976,800円	(1,110,000円)
報酬	議長	1,043,400円	(1,110,000円)
	副議長	911,800円	(970,000円)
	議員	827,200円	(880,000円)
期末手当	知事	(18年度支給割合) 4.45月分(6月期2.125月分 12月期2.325月分)	
	副知事	(18年度支給割合) 4.45月分(6月期2.125月分 12月期2.325月分)	
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)
		139万円×在職月数×0.6	4,003万円
	副知事	111万円×在職月数×0.45	2,398万円
	備考	平成17年度の任期満了時に、財政状況等を踏まえ、知事は50%、副知事は40%減額して支給しました。	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 4 知事、副知事には、このほか地域手当(6%)及び通勤手当が支給されます。

6 職員数の状況

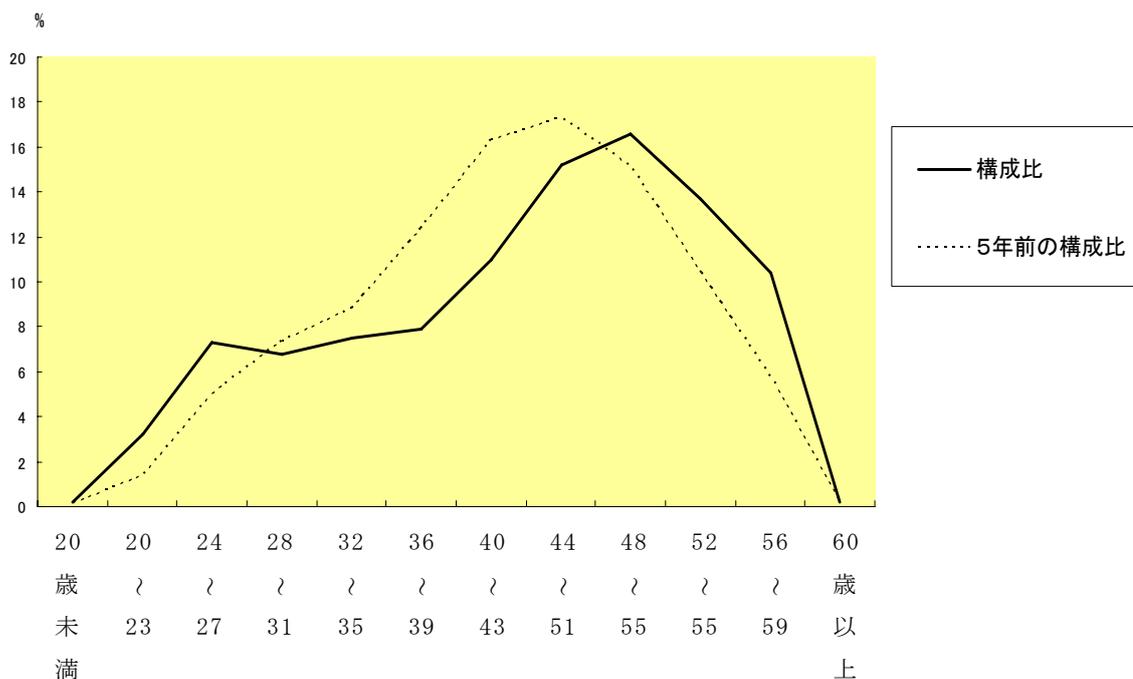
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議会	56	57	1	
	総務	1,227	1,225	▲2	
	税務	637	604	▲33	課税・収税体制の見直し
	民生	728	726	▲2	
	衛生	1,417	1,413	▲4	業務執行体制の見直し
	労働	177	172	▲5	職業訓練業務の見直し
	農林水産	2,003	1,970	▲33	基盤整備業務体制の見直し
	商工	327	312	▲15	派遣の減
	土木	1,621	1,536	▲85	組織の廃止
	計	8,193	8,015	▲178	(参考:人口10万人当たり職員数132.3人)
	教育部門	39,801	39,781	▲20	業務執行体制の見直し
	警察部門	12,268	12,456	188	警察法施行令の改正に伴う増
	小 計	60,262	60,252	▲10	(参考:人口10万人当たり職員数994.5人)
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	1,870	1,900	30	看護業務の増
	水道	1,045	981	▲64	業務の委託化
	下水道	156	148	▲8	派遣の減
	その他	625	584	▲41	組織の廃止
	小 計	3,696	3,613	▲83	
合 計		63,958	63,865	▲93	(参考:人口10万人当たり職員数1054.2人)
		[66,434]	[66,191]	[▲243]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	188人 (0.3%)	2,117人 (3.3%)	5,014人 (7.9%)	4,621人 (7.2%)	4,758人 (7.4%)	4,962人 (7.8%)	6,198人 (9.7%)	9,127人 (14.3%)	10,467人 (16.4%)	9,126人 (14.3%)	7,177人 (11.2%)	110人 (0.2%)	63,865人 (100%)

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
63,620人	61,585人	2,035人	3.2%

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	知事部局等 ▲1,300 (▲15.0%)
		公営企業 ▲610 (▲17.2%)
		教育委員会事務局 ▲150 (▲13.2%)
		警察（警察官以外の職員） ▲25 (▲2.1%)
		学校職員 ▲360 [定数]
		警察官 410 [定数]
		合計 ▲2,035

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	8,251	8,193	8,015	—	
	増 減		▲ 58	▲ 178	▲236(18.9%)	▲1,250
教 育	職員数	39,495	39,801	39,781	—	
	増 減		306	▲20	286(▲56.1%)	▲ 510
警 察	職員数	12,008	12,268	12,456	—	
	増 減		260	188	448(116.4%)	385
公営企業 等会計	職員数	3,866	3,696	3,613	—	
	増 減		▲170	▲83	▲253(38.3%)	▲ 660
計	職員数	63,620	63,958	63,865	—	
	増 減		338	▲93	245(▲12.0%)	▲2,035

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率です。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業（水道局）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 63,129,660	千円 10,448,938	千円 11,950,319	% 18.9	% 18.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり給与費 B/A	(参考) 都道府県 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B		
18年度	人 1,070	千円 4,959,170	千円 1,287,824	千円 2,189,065	千円 8,436,059	千円 7,884	千円 7,857

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当（退職手当を除く）をいいます。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

給与等の減額措置を、次のとおり行っています。

減額措置	実施期間	内 容
給料月額減額	15年8月から 21年7月まで	・管理職手当受給者 3%減額 ・上記以外の職員 1.3%減額 (若年層職員を除く)
管理職手当の減額	15年1月から 21年7月まで	・本庁課長級以上 10%減額 ・上記以外の管理職手当受給者 5%減額

(注) 記載されている減額率は平成19年8月1日以降のものです。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (18年度決算)
千葉県水道局	49.2 歳	424,188 円	657,013 円
団 体 平 均 (水道事業の都道府県平均)	45.3 歳	404,239 円	653,434 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 3 上記の千葉県水道局の額は減額措置後の額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県水道局			千葉県（知事部局等）		
1人当たり平均支給額（18年度） 2,045千円			1人当たり平均支給額（18年度） 1,945千円		
（18年度支給割合）			（18年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
（内訳）			（内訳）		
6月期	1.4月分	0.725月分	6月期	1.4月分	0.725月分
	(0.75) 月分	(0.35) 月分		(0.75) 月分	(0.35) 月分
12月期	1.6月分	0.725月分	12月期	1.6月分	0.725月分
	(0.85) 月分	(0.4) 月分		(0.85) 月分	(0.4) 月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役職加算 5～20%			・ 役職加算 5～20%		
・ 管理職加算 15・25%			・ 管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

千葉県水道局			千葉県（知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28 月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
2,698万4千円			自己都合 163万6千円		
			勸奨 2,807万6千円		
			定年 2,774万3千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績（18年度決算）		262,626 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		245,444 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、 成田市、印西市	6%	898人	6%
市原市	5%	64人	5%
本埜村	4%	19人	4%

(2 2 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、 成田市、印西市、本埜村	8%	8%
市原市	5%	5%

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当 (1 9 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (18年度決算)	83,059 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18年度決算)	151,017 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	51.2 %		
手当の種類 (手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道事務所職員	交通遮断しないで行う道路上での仕切弁作業等 (夜間を除く)	日額 290 円
		夜間に行う地下の仕切弁室等における機器の操作等	日額 320 円
危険現場作業手当	水道事務所職員	危険な高所で行う監督等	日額 280 円～340 円
	建設事務所職員	トンネル坑内における工事監督等	日額 450 円
浄水等作業手当	浄給水場職員	浄給水場における施設の運転・維持管理業務	日額 250 円 (正規の夜間勤務 1,510 円～4,050 円、活性炭注入作業日額 250 円、活性炭溶解作業日額 280 円、汚泥処理作業日額 250 円を加算)
劇物等取扱作業手当	浄給水場及び水質センター職員	毒物、劇物を使用した検査等	日額 280 円
用地交渉作業手当	本局 (財務課) 職員	事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額 650 円・975 円
徴収等手当	水道事務所職員	料金の未納整理・給水停止等	日額 350 円
災害応急作業手当	水道事務所職員等	重大災害発生現場における応急作業等	日額 480 円～1,460 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	321,142 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (18年度決算)	299 千円
支給実績 (17年度決算)	331,735 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (17年度決算)	286 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ	-	千円 147,908	円 216,557
住居手当	借家及び持家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。) 持家 4,300円	同じ	-	千円 67,027	円 85,712
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～53,530円	同じ	-	千円 233,855	円 219,789
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 職務の級及び区分に応じて 66,500円～130,300円	同じ	-	千円 130,229	円 898,129
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	千円 41,851	円 246,184
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じ、1回につき8,000円～12,000円	同じ	-	千円 127	円 11,545
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	-	千円 0	円 0

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標
→6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要
→6(3)②を参照

(2) 土地造成整備事業及び工業用水道事業（企業庁）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費 用に占める職 員給与費比率
18年度	千円	千円	千円	%	%
土地造成整備事業	140,316,505	41,482,319	3,442,651	2.5	5.0
工業用水道事業	11,837,465	1,484,901	2,621,953	22.1	23.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤地手当	計 B		
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
土地	326	1,545,095	339,466	689,963	2,574,524	7,897	7,831
工水	202	966,176	204,051	428,028	1,598,255	7,912	7,286

- (注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当（退職手当を除く）をいいます。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

給与の減額措置

減額措置	実施期間	内容
給料月額額の減額	15年8月から 21年7月まで	・管理職手当受給者 3%減額 ・上記以外の職員 1.3%減額 (若年層職員を除く)
管理職手当の減額	15年1月から 21年7月まで	・本庁課長級以上 10%減額 ・上記以外の管理職手当受給者 5%減額

(注) 記載されている減額率は、平成19年8月1日以降のものです。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (平成18年度)
千葉県企業庁			
土地造成整備事業	49.1歳	434,852円	670,781円
工業用水道事業	52.4歳	453,556円	687,138円
団 体 平 均			
土地造成整備事業	46.2歳	418,356円	652,170円
工業用水道事業	45.3歳	387,272円	606,347円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当、地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 上記の千葉県企業庁の額は、減額措置後の額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県企業庁			千葉県（知事部局等）		
1人当たり平均支給額（18年度）			1人当たり平均支給額（18年度）		
土地造成整備事業 2,116千円			1,945千円		
工業用水道事業 2,118千円					
（18年度支給割合）			（18年度支給割合）		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
3.0月分		1.45月分	3.0月分		1.45月分
（1.6）月分		（0.75）月分	（1.6）月分		（0.75）月分
（内訳）			（内訳）		
6月期	1.4月分	0.725月分	6月期	1.4月分	0.725月分
	（0.75）月分	（0.35）月分		（0.75）月分	（0.35）月分
12月期	1.6月分	0.725月分	12月期	1.6月分	0.725月分
	（0.85）月分	（0.4）月分		（0.85）月分	（0.4）月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

千葉県企業庁			千葉県（知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
土地造成整備事業		2,986万7千円	自己都合		163万6千円
工業用水道事業		2,810万1千円	勸奨		2,807万6千円
			定年		2,774万3千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		土地造成整備事業	83,902千円
		工業用水道事業	51,131千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		土地造成整備事業	257,368円
		工業用水道事業	254,381円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市及び印西市	6%	土地造成整備事業 303人 工業用水道事業 135人	6%
木更津市、市原市、君津市及び袖ヶ浦市	5%	土地造成整備事業 0人 工業用水道事業 28人	5%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
千葉市、市川市、船橋市、 成田市、佐倉市及び印西市	8%	8%
木更津市、市原市、君津市、 袖ヶ浦市及び茂原市	5%	5%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給総額(18年度決算)	土地造成整備事業	230千円	
	工業用水道事業	4,932千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	土地造成整備事業	38,250円	
	工業用水道事業	78,285円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	土地造成整備事業	1.8%	
	工業用水道事業	31.2%	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	建設事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	日額480～1,460円
危険現場作業手当	工業用水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	日額450円
	建設事務所職員等	危険ながけ、高所で行う監督業務、測量等	日額280～340円
	工業用水道事務所職員等	夜間における土木工事作業等	勤務1回につき320円
配水作業手当	浄水場職員等	浄水場等の施設における運転管理及び維持管理業務	日額200円
		浄水場等及び配水池における高圧電流送電中の、受送電設備の保守作業等	日額280円
		時間外等に緊急の呼出しを受けて行う、浄水場等の事故時における復旧作業	勤務1回につき800円
危険物等取扱作業手当	浄水場職員	毒物、劇物の取扱作業等	日額280円
用地交渉作業等 手当	建設事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額540～975円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	土地造成整備事業	36,975千円
	工業用水道事業	14,818千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	土地造成整備事業	113,074円
	工業用水道事業	73,354円
支給実績（17年度決算）	土地造成整備事業	50,493千円
	工業用水道事業	22,471千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	土地造成整備事業	125,917円
	工業用水道事業	101,680円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ。	—	土地造成整備事業 37,293千円 工業用水道事業 29,354千円	土地造成整備事業 216,817円 工業用水道事業 219,058円
住居手当	借家及び持家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。) 持家 4,300円	同じ。	—	土地造成整備事業 21,036千円 工業用水道事業 11,820千円	土地造成整備事業 93,495円 工業用水道事業 81,514円
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関 を利用し、または乗用車等交通用具 を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等 相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000～53,530円	同じ。	—	土地造成整備事業 67,585千円 工業用水道事業 41,842千円	土地造成整備事業 214,554円 工業用水道事業 214,571円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支 給(月額) 職務の級及び区分に応じて 66,500円～130,300円	同じ。	—	土地造成整備事業 92,446千円 工業用水道事業 48,955千円	土地造成整備事業 953,049円 工業用水道事業 941,449円
休日勤務手当	休日等に命ぜられ、正規の勤務時間 中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ。	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前5時）に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 1,200千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 171,368円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要性その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じ、1回につき8,000～12,000円	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給（月額） 23,000円 （職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り）	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

→6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照

(3) 病院事業（病院局）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	千円 36,765,612	千円 ▲1,925,345	千円 17,547,024	% 47.7	% 48.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 1,856	千円 7,667,128	千円 2,848,032	千円 3,288,002	千円 13,803,162	千円 7,437	千円 7,492

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当（退職手当を除く）をいいます。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

給与等の減額措置の実施

病院局では厳しい経営状況などを踏まえ、次のとおり給与等の減額措置を行っております。

減額措置	実施期間	内 容
給料月額への減額	15年8月から 21年7月まで	・管理職手当受給者 3%減額 ・上記以外の職員 1.3%減額 (若年層職員を除く)
管理職手当への減額	15年1月から 21年7月まで	・本庁課長級以上 10%減額 ・上記以外の管理職手当受給者 5%減額

(注) 記載されている減額率は平成19年8月1日以降のものです。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県病院局	医師・歯科医師	43.7歳	598,010円	1,234,117円
	看護師・准看護師等	34.7歳	330,578円	498,788円
	事務職員等	46.7歳	390,322円	622,578円
団体平均（病院事業 の都道府県平均）	医師	43.2歳	546,714円	1,244,347円
	看護師	37.4歳	319,836円	517,225円
	事務職	43.3歳	378,305円	610,581円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当、地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 上記の千葉県病院局の額は、減額措置後の額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県病院局			千葉県（知事部局等）		
1人当たり平均支給額（18年度） 1,705千円			1人当たり平均支給額（18年度） 1,945千円		
（18年度支給割） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （1.6月分） （0.75月分） （内訳） 6月期 1.4月分 0.725月分 （0.75）月分 （0.35）月分 12月期 1.6月分 0.725月分 （0.85）月分 （0.4）月分			（18年度支給割） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （1.6月分） （0.75月分） （内訳） 6月期 1.4月分 0.725月分 （0.75）月分 （0.35）月分 12月期 1.6月分 0.725月分 （0.85）月分 （0.4）月分		
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

千葉県病院局			千葉県（知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合	143万8千円		自己都合	163万6千円	
勸奨	2,573万9千円		勸奨	2,807万6千円	
定年	2,364万1千円		定年	2,774万3千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		455,712千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		234,059円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師及び歯科医師（全域）	12%	228人	12%
千葉市	6%	1,031人	6%
市原市	5%	296人	5%
東金市、香取市	3%	336人	3%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師及び歯科医師（全域）	15%	15%
千葉市	8%	8%
市原市、東金市、香取市	5%	5%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給総額（18年度決算）	373,612千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	248,082円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	81.1%		
手当の種類（手当数）	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師	患者の診療又は手術等	日額1,200円
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	日額320円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	日額450円
		在宅精神障害者の面接業務	日額400円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、助産師	深夜における看護等の業務	1回2,000円~6,800円
	右記業務に従事した職員	待機を依頼された職員が、呼出しを受け、1時間以上行った手術等の業務	1回1,620円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	医師	深夜における診療等の業務	1回2,600～5,000円
	臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師等	深夜における検査等の業務	1回410～1,100円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	放射線管理区域内で行う業務（1月100マイクローベルト以上放射線を被ばくした場合に限る。）	日額360円
危険物等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	日額280円
危険現場作業手当	臨床工学技師等	高圧酸素治療室内における高圧化での業務	1時間210～1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	479,804千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	256,580円
支給実績（17年度決算）	477,201千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	261,623円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額） ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 ・16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	-	125,441千円	186,947円
住居手当	借家及び持家居住者に支給（月額） ・借家 家賃の額に応じ27,000円を限度（家賃12,000円を超える場合に限る） ・持家 4,300円	同じ	-	148,217千円	167,856円
通勤手当	通勤のため電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 ・電車・バスを利用する場合 運賃等相当額（6ヶ月定期券代まとめ払い） ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて支給（2,000円～53,530円）	同じ	-	173,627千円	111,801円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額） 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて53,700円～137,700円	同じ	-	221,957千円	1,056,936円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給（月額） 216,000円以下	同じ	-	522,819千円	2,151,517円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	173,299千円	148,754円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じ 1回につき6,000円～12,000円	同じ	-	8,897千円	127,100円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・医師 6,000円～30,000円 ・副看護部長、看護師長 3,600円～10,800円 ・看護師、臨床検査技師及び放射線技師等 2,950円～8,850円	同じ	-	148,092千円	338,110円
休日勤務手当	休日等に命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	-	-

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

→6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照